資料2

カーボン・オフセット制度等の状況

平成24年9月14日

カーボン・オフセット制度の文書体系

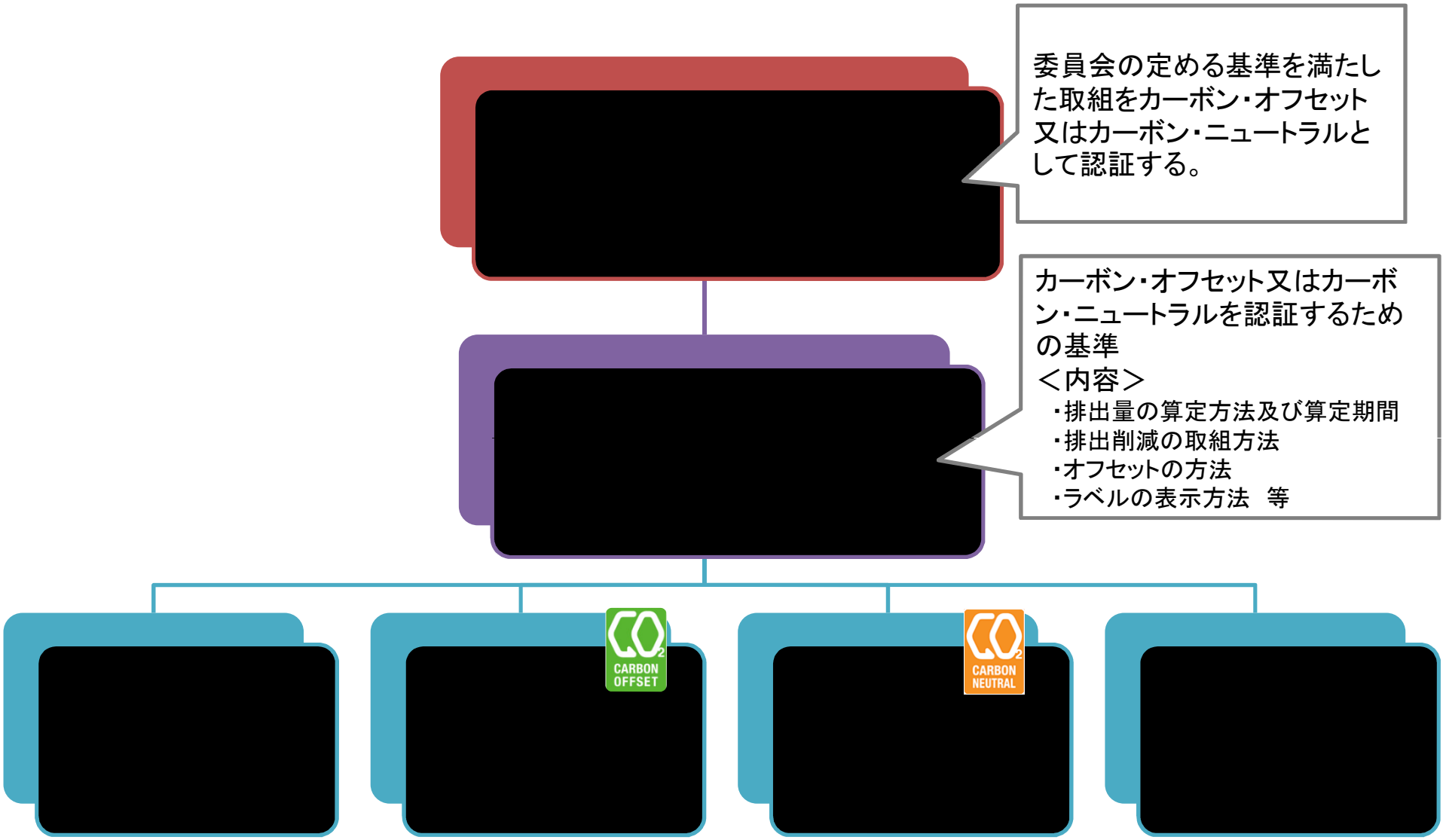

小委員会で御議論いただく部分

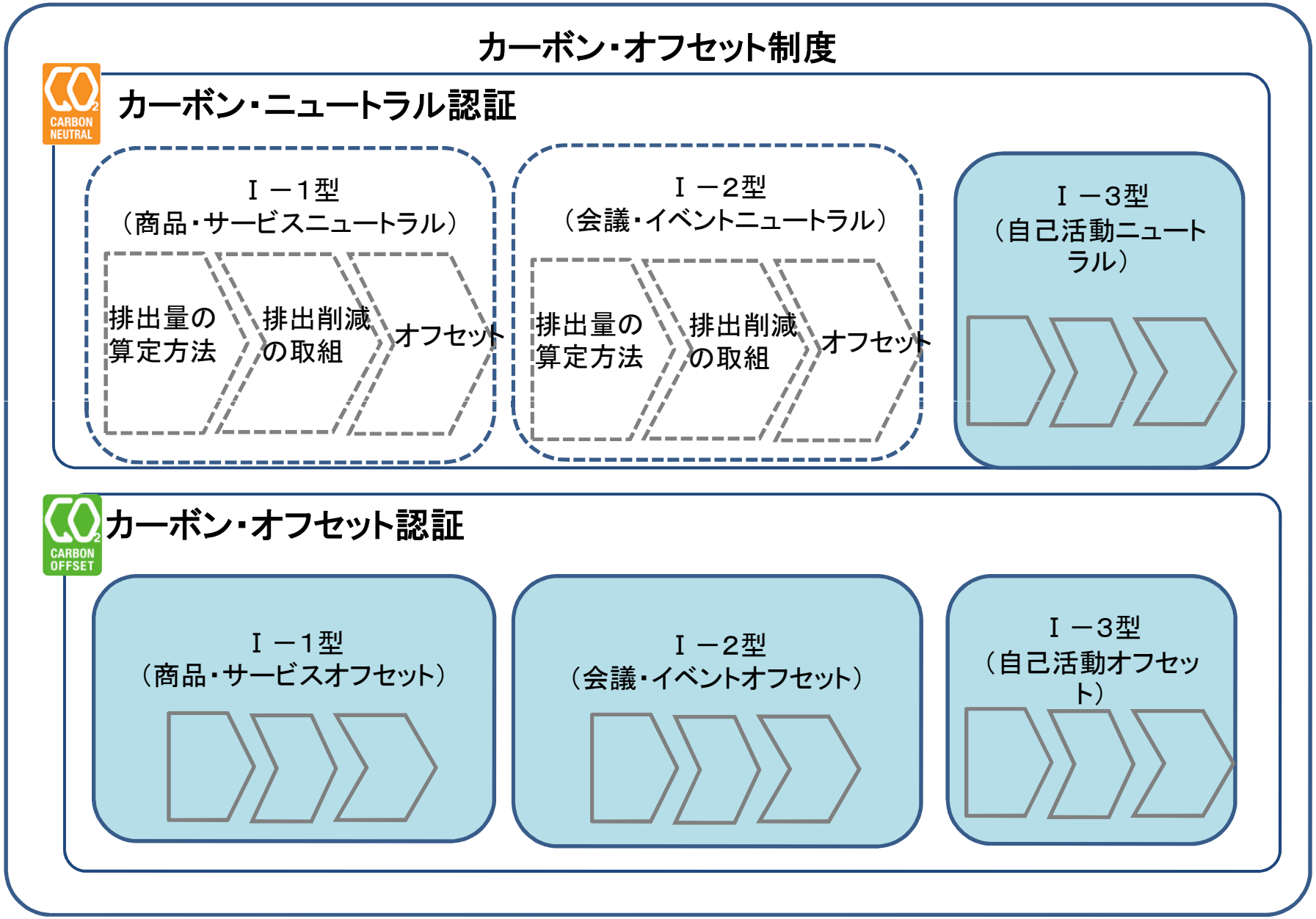

カーボン・オフセットとカーボン・ニュートラル

カーボン・オフセットの定義

「カーボン・オフセット」とは、市民、企業、NPO/NGO、自治体、政府等の社会の構成員が、**自らの温室効果ガスの排出量を認識**し、主体的にこれを**削減する努力**を行うとともに、**削減が困難な部分**の排出量について、他の場所で実現した温室効果ガスの排出削減・吸収量（クレジット）等を購入すること又は他の場所で排出削減・吸収を実現するプロジェクトや活動を実施すること等により、その**排出量の全部又は一部**を埋め合わせることをいう。
（「我が国におけるカーボン・オフセットのあり方について（指針）」2008 年2 月7 日環境省）

平成23年９月に「カーボン・ニュートラル等によるオフセット活性化検討会」において、カーボン・ニュートラルの概念を整理。

カーボン・オフセットの発展型としての「カーボン・ニュートラル」

「カーボン・ニュートラル」とは、市民、企業、NPO/ NGO、自治体、政府等の社会の構成員が、**自らの責任と定めることが一般に合理的と認められる範囲の温室効果ガス排出量を認識**し、主体的にこれを**削減する努力**を行うとともに、**削減が困難な部分**の排出量について、他の場所で実現した温室効果ガスの排出削減・吸収量（クレジット）等を購入すること又は他の場所で排出削減・吸収を実現するプロジェクトや活動を実施すること等により、その排出量の**全部**を埋め合わせた状態をいう。
（「カーボン・オフセット第三者認証基準」2012年環境省）

カーボンオフセット認証とカーボン・ニュートラル認証の相違点

	① 排出量の認識	② 削減努力	③ 埋め合わせ	④ 検証・認証
カーボン・オフセット	任意の算定対象範囲を設定	定性的な評価	50%以上をクレジットでオフセット	第三者機関（JISQ14065認定機関）による認証
カーボン・ニュートラル	スコープ1、スコープ2の排出源の特定を行い、**全てを算定対象範囲**とする（スコープ3は任意）。	**定量化して評価**	**100%以上**をクレジットでオフセットする。	検証機関（JISQ14065機関認定取得又は申請受理の検証機関）による検証結果を踏まえ、**登録認証委員会**により認証。

深化

網羅的に排出量を算定し、100%オフセットを行ったカーボン・オフセット認証事例（「商品・サービス」型）

ITOKI　スピーナ カーボン・オフセット プロジェクト

算定排出量（実績値）　1,136 t-CO2
オフセット量　1,136 t-CO2

オフセット比率100%

算定対象範囲

製品（本体、取扱説明書、梱包材を含む）のライフサイクル全体を対象

原材料調達段階における排出量
生産段階における排出量
流通段階における排出量
廃棄段階における排出量
リサイクル段階における排出量

網羅的に排出量を算定し、100%オフセットを行ったカーボン・オフセット認証事例（「会議・イベント」型）

「生物多様性条約第10回締約国会議及びカルタヘナ議定書第5回締約国会議」開催のカーボン・オフセット

算定対象範囲

会議参加者の国際航空利用に伴う排出量
会議参加者の国内航空利用に伴う排出量
会議参加者の鉄道利用に伴う排出量
会議参加者の利用する送迎車の走行に伴う排出量
会議参加者の宿泊に伴う排出量
COP10会場利用に伴う排出量（電力）
COP10会場で発生する廃棄物の処理に伴う排出量
会議で利用する配布物（印刷物）の製紙にともなる排出及び配布物（ノベルティ）の製造・流通に伴う排出量

算定排出量（推計値） 24,145t-CO2
オフセット量 27,357 t-CO2

オフセット比率113%

新クレジット制度の立ち上げ

Ｊ－VER制度も、国内クレジット制度も着実な実績。

H24年度
制度終了予定

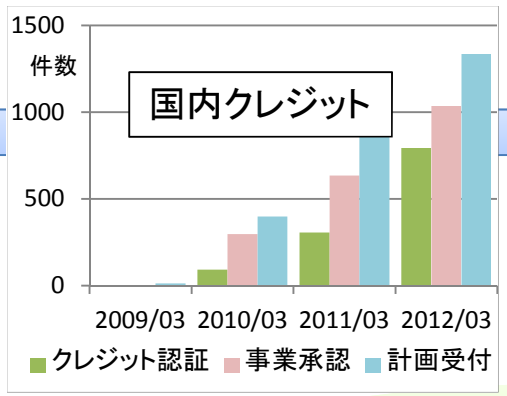

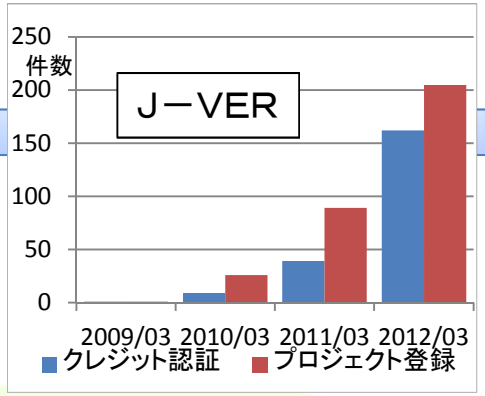

両制度の優れた点を引き継ぐ新たなクレジット制度

平成25年度～開始

新クレジット制度への統合を受けた取組の強化

信頼性を維持しつつ、利便性を向上させることにより、カーボン・オフセットの取組を拡大

クレジット創出

中小企業や農林分野を含めた幅広い主体による削減活動を促進

森林バイオマス活用ボイラ等

再生可能エネルギー活用発電施設

廃食用油によるBDF製造

クレジット

グリーン投資の促進による低炭素成長の実現

民間資金の還流

クレジット活用

様々な自己活動に加え、商品・サービス、会議・イベントのオフセットやニュートラルの取組に活用

CARBON NEUTRAL

CARBON OFFSET

参考資料

カーボン・オフセットとは？

【定義】
市民、企業等が、
①自らの温室効果ガスの排出量を認識し、
②主体的にこれを削減する努力を行うとともに、
③削減が困難な部分の排出量を把握し、
④他の場所で実現した温室効果ガスの排出削減　・吸収量等（クレジット）の購入、他の場所で排出削減・吸収を実現するプロジェクトや活動の実施等により、③の排出量の全部又は一部を埋め合わせること。

家庭やオフィス、移動（自動車・飛行機）での温室効果ガス排出量を把握する

省エネ活動や環境負荷の少ない交通手段の選択など、温室効果ガスの削減努力を行う

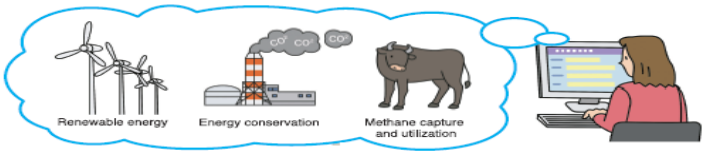

削減が困難な排出量を把握し、他の場所で実現したクレジットの購入または他の場所での排出削減活動を実施

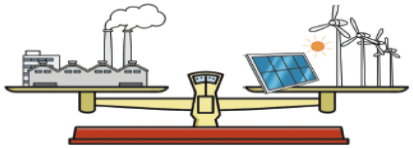

対象となる活動の排出量と同量のクレジットで埋め合わせ（相殺）する

カーボン・オフセットの類型

市場流通型

市場を通じて第三者に流通するクレジットを活用したカーボン・オフセット

- **Ⅰ－1型 商品使用・サービスオフセット**
  商品を製造・使用・廃棄したり、サービスを利用したりする際に排出される排出量をオフセットするもの。
- **Ⅰ－2型 会議・イベントオフセット**
  国際会議やコンサート、スポーツ大会等の開催に伴って排出される排出量をオフセットするもの。
- **Ⅰ－3型 自己活動オフセット**
  自らの活動に伴って排出される排出量をオフセットするもの。
- **Ⅱ型 自己活動オフセット支援**
  商品・サービスを介し、当該商品・サービスを購入・利用する個人の日常生活に伴う排出量のオフセットを支援するもの。

特定者間完結型

市場を介さずに特定者間のみで実施されるカーボン・オフセット

国内のカーボン・オフセット取組状況

○カーボン・オフセット取組状況

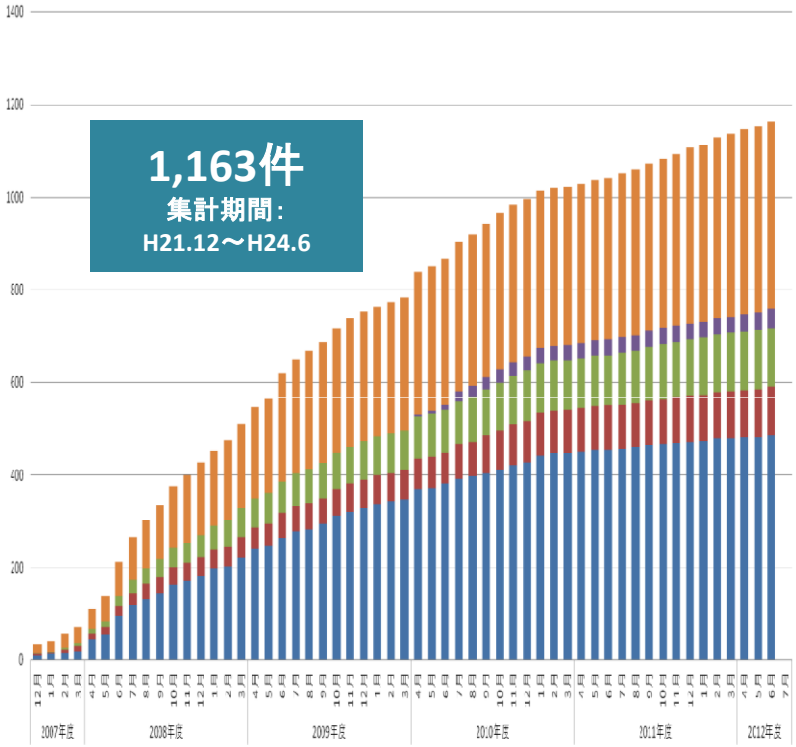

○区分別取組事例数　と　認証件数の比較

（～H24.7）

オフセット区分	国内事例件数（約）	認証件数	割合 (認証/事例)
I-1　商品・サービス	485件	64件	13.2%
I-2　会議・イベント	105件	14件	13.3%
I-3　自己活動	126件	7件	5.5%
II　自己活動支援	41件	18件	43.9%

○業種別取組件数

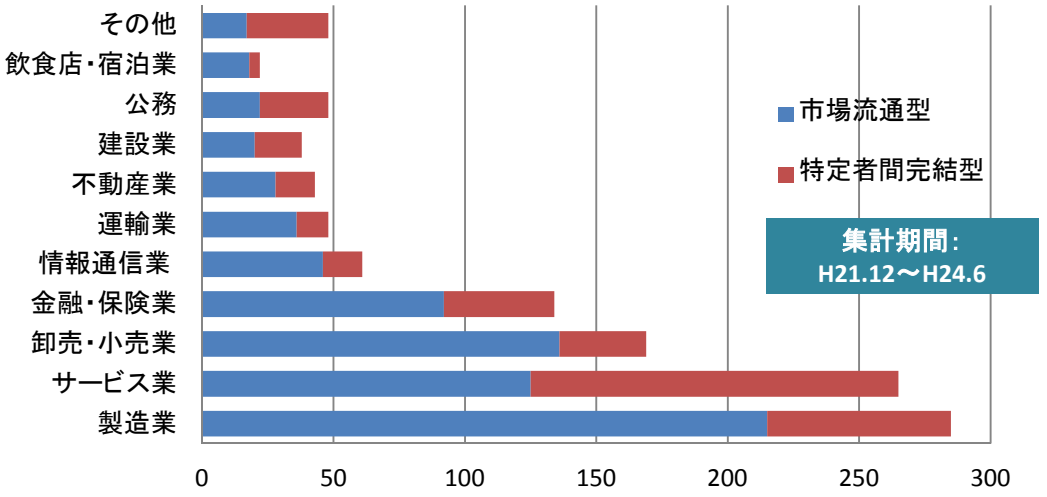

カーボン・オフセット認証とカーボン・ニュートラル認証の一体的運営

〈旧制度〉

カーボン・ニュートラル認証制度
＜環境省＞
平成23年９月～

■カーボン・ニュートラルの取組を認証する第三者認証（ISO14064規格群に準拠した制度）
「カーボン・ニュートラル認証」及び「カーボン・ニュートラル計画登録」から構成される。

カーボン・オフセット認証制度
＜海外環境協力センター＞
平成21年４月～

●個別のカーボン・オフセットの取組を認証する第三者認証。

〈新制度〉

カーボン・オフセット制度　＜環境省＞
平成24年５月～

カーボン・オフセット第三者認証プログラム
（以下の２つで構成される）

■**カーボン・ニュートラル認証及びカーボン・ニュートラル計画登録**：認証基準に基づき、申請者の取組に対し、カーボン・オフセット制度登録認証委員会が、カーボン・ニュートラル認証又はカーボン・ニュートラル計画登録を行う。

●**カーボン・オフセット認証**：認証基準に基づき、申請者の取組に対し、認証機関がカーボン・オフセット認証を行う。カーボン・オフセット制度登録認証委員会は、認証機関の登録を行う。
（認証機関はJIS Q 14065取得済機関を想定）

カーボン・ニュートラル等によるオフセット活性化検討会

カーボン・オフセットは、温室効果ガスの削減だけでなく、削減等のプロジェクトが実施される地域において投資や雇用の促進、地域活性化等の効果も期待できることや、海外においてカーボン・ニュートラルなどの新しい動きが見られるようになったことを受け、カーボン・オフセットの取組の活性化方策について検討するため、環境省は平成23年４月から「カーボン・ニュートラル等によるオフセット活性化検討会」を開催。

カーボン・ニュートラル認証に関する議論

課題設定①～排出量の認識～

算定対象範囲をどのように設定すべきか？
算定の根拠となる活動量や排出係数の設定方法及び算定に使う算定式は？

課題設定②～削減努力～

削減は「定性評価」か？「定量評価」か？

課題設定③～埋め合わせ～

使用するクレジットの種類は？

課題設定④～検証～

検証の必要性は？また、検証の対象は？
誰が検証を行うのか？

課題設定⑤～情報提供～

いつカーボン・ニュートラルを宣言できるのか？
カーボン・ニュートラルにおける情報提供のためのルール設定は？

海外類似制度等　事例　（カーボン・オフセット、カーボン・ニュートラル関連）

	英国政府 Guidance on carbon neutrality	英国規格協会 PAS2060 :2010 Specification for the demonstration of carbon neutrality	オーストラリア National Carbon Offset Standard（NCOS）	ニュージーランド CarboNZero
指針・基準の策定/認証制度	指針の策定	基準の策定 a) 独立第三者機関による認証、b) 第二者による審査、c) 自己宣言	第三者認証制度 （事務局：政府出資会社）	第三者認証制度 （事務局：国有会社）
対象活動	カーボン・ニュートラル取組 （事業活動、地方政府の活動、イベント、商品・サービス等、いずれも対象）	カーボン・ニュートラル取組（事業活動、地方政府の活動、イベント、商品・サービス等、いずれも対象）	カーボン・オフセット及びニュートラル取組 （事業活動、地方政府の活動、イベント、商品・サービス等、いずれも対象）	カーボン・マネジメント及びカーボン・ニュートラル取組 （個人の活動、事業者活動［商品、サービス］、イベントが対象）
排出量算定ルール	Guidance on carbon neutrality, the Government's 'Guidance on how to measure and report your greenhouse gas emissions , PAS2050, ISO14040, ISO14064, Act on CO2 calculator 等	ISO14064, WBCSD/WRI GHG Protocol, UK DEFRA/DECC Guidance, PAS2050等、複数のガイドラインから選択可能	ISO 14064, ISO 14040, the GHG Protocol及びthe National Greenhouse and Energy Reporting Act 2007等、複数ガイドラインから選択可能	ISO14064に準拠 ツールとガイドラインは政府から提供 （個人の活動、小規模事業者、イベントについてはカリキュレーター有）
削減努力	●活動例を提示 ●総量あるいは原単位における定量評価もオプションとして提示	●カーボン・ニュートラル宣言以前の最大3年間での継続的削減を考慮対象 ●総量あるいは原単位における定量評価に基づく削減の実施は必須	●排出削減措置及び削減数量値を盛り込んだGHG管理計画の策定義務	●個人、事業者、イベントの対象ごとに具体的なオプションを提示し、事業者は削減計画を策定
使用可能クレジット	京都クレジット、VER、VCS、Gold Standard	CER、ERU、EUA ・Gold Standardクレジット、VSC	京都クレジット、一定基準以上のVER	京都クレジット、VER ※プロジェクト毎に品質審査実施
ラベル	―	―		
認証件数(H24.8現在)	―	―	事業者：7件	事業者：64件 事業者と商品：9件 事業者とサービス：6件 商品：5件